

マイナンバーカードでポイントがたまる

「マイナポイント」の申し込みが始まります！

国の消費活性化策の一環として、利用者が選択したキャッシュレス決済サービスでの買い物やチャージに対して国が追加でポイントを付与する「マイナポイント」の受け付けが7月から始まります。

(ポイント還元率は25%で、付与されるポイントは最大で5,000円分までです) ※現時点での予定です。申し込みは、①マイナンバーカード、②マイナポイントに対応するキャッシュレス決済サービス、③マイナンバーカードの読み取りに対応したスマートフォンもしくはパソコンの三つが必要となります。

なお、制度の詳細や詳しい申し込み方法、対応するキャッシュレス決済サービスについては、総務省のマイナポイント特設ページ(下記)をご覧ください。

<https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/>



※対応スマートフォンなどをお持ちでない方には、役場町民課の窓口でマイナンバーカード読み取り用パソコンの貸し出しを行っております。(町民課窓口での利用に限ります)

問い合わせ先：総務省マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178 (ガイダンス5番)
※平日：9時20分～20時 / 土日祝日：9時30分～17時30分

相
談
問
い
合
わ
せ
先

生活環境課 交通・町民活動グループ
町消費生活センター
☎82-2265

通信販売 定期購入でトラブル多発！

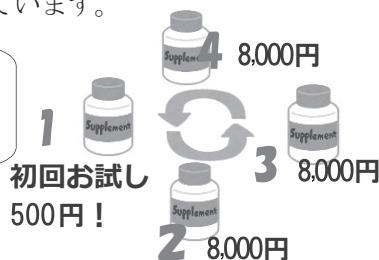
事例 ネットで、初回お試し500円のサプリメントをみつけた。初回だけのつもりで注文したが、その後頼んでいないのに届く。もういらないので断りたい。

事例の様に、初回の安価な価格に惹かれ注文したところ最低購入回数が決められている「定期購入」だったというトラブルが多数発生しています。

注文前に必ず確認を！

- 契約内容は「定期購入ではないですか？」
自動継続、〇回以上の継続が必要などと記載されていませんか？
上記に加え支払い総額、解約返品可否、条件、解約可能時期や方法など
- 事業者情報は
所在(住所、代表者氏名、電話番号など)、評価

スマホは画面が小さいので見逃しやすくなりがち！要注意です！



4回購入が条件の定期購入の例
トータルで24,500円の契約をしたこととなります。4回購入が条件で初回が格安に設定されています。4回購入するまでは解約できません

通信販売の場合、広告に表示しなければならない事項が法的に定められています。「表示されていない」「表示の方法に問題がある」などの場合は交渉の余地がありますが、一方的には解約できません。

トラブル回避のため、注文前に必ず契約内容を確認しましょう！

消費生活
豆
知識